

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	本郷 (川合町本郷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、地区内は農事組合法人と個人2名で農地の管理をしている。なお、農事組合法人が94%を管理しているが、構成員も高齢化しており、今後の後継者の育成、法人の合併が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要産物である米価の低迷、肥料・農薬・燃料価格の高騰等、経営は非常に厳しい状態である。また、温暖化が原因で生産の安定が厳しい状況にある。その中で、米の増収及び1等比率向上・品質向上に取り組み健全経営を目指す。主要産物については、水稻の作期分散や品種ごとの団地化に取組み作業効率を高める。また、農地耕作条件改善事業により暗渠排水を整備し、水田の大規模化に取組む。あわせて、麦・大豆の品質向上も目指す。

・後継者不足の解消のため、近隣集落との連携を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農用地の集団化（集約化）に向けて、近隣集落との話し合いにより、法人連携を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状のままで進め、残り2%部分を集約する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地耕作条件改善事業の活用により、可能な限り暗渠排水対策工事が完了してる。畦畔飛ばしを行い、水田の大規模化を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農用地の集団化（集約化）に向けて、近隣集落との話し合いにより、法人連携を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策の柵を里山に設置済。
- ②滋賀県環境こだわり農産物の栽培に取り組み済。
- ③輸出入の取り組みを実施。
- ⑦環境保全会と農事法人組合との連携により、毎年畔等の修繕管理を行っている。